茂原市農業委員会第2回総会議事録

1	開催日時	平成2	28年	F2,	月23日	(火)	午後	1 =	诗3	0分	から)		
2	開催場所	茂原市	卜 役月	斤1	0 2 会議	室								
3	出席委員	244	<u> </u>											
	1番	北 田		茂			2	番	日	吉	利	_		
	3番	井 上	幹	男			4	番	高	Щ	多	聞		
	5番	湯淺	公	夫			6	番	風	戸	茂	樹		
	7番	蕨	直	邦										
							1 0	番	光	橋	正	人		
	11番	中田	文	昭			1 2	番	渡	邉	滋	樹		
	13番	髙 橋	英	\equiv			1 4	番	秋	葉	仁	喜		
	15番	浦島	京	子			16	番	鬼	島	_	郎	(第二小委員長)	
	17番	佐 藤	栄	作										
	19番	古山	光	雄			20	番	熊	切	秀	雄		
	21番	加藤	古志	郎	(会 長	[)	2 2	番	大	塚		優		
	23番	鈴木	幸	雄	(第一小	(委員長)	2 4	番	鵜	澤	和	行		
	25番	丸 島	正	昭			26	番	麻	生	重	和		
	27番	石 井	: 利	明	(職務代	(理者)								
4	欠席委員	3名												
	8番	秋 山	芳	廣			9	番	杉	浦	文	子		
	18番	矢 部	義	明										
5	事務局職員	5 <i>年</i>	<u> </u>											
	事務局長	長葛	岡	直	樹	晨	長補佐	Ľ.	三	階	英	幸	:	
	主	東	條	成	男	副	主 建	Ī	芝	崎		郎		
	主事	事 斉	藤	直	也									
6	会議に付した議案													
	農地法第3条の規定による許可申請について													9件
	農地法第4条の規定による許可申請について													1件
	農地法第5条の規定による許可申請について													5件
	農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について												1件	
	(第12回総会保留議案)													
	農地法第3条の規定による許可申請について													1件

農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について 1件 (第14回総会保留議案) 農地法第3条の規定による許可申請について 1件 農業委員会委員の辞任の同意について 1件

7 報告

農地法第3条の3第1項の規定による届出について その他

8 総会要旨

局長

本日はお忙しい中、農業委員会第2回総会にご出席いただきましてありがとうございます。本日の議事案件は、3条申請が9件、4条申請は1件、5条申請につきましては5件、農地法第5条の規定による許可後の計画変更が1件、保留議案が3件、追加議案とさせていただきました矢部委員の辞任の同意についての合計20件でございます。そのほか報告事項がございます。現地調査につきましては、17日に第1小委員会で行っております。本日の欠席委員ですが、秋山委員、杉浦委員と矢部委員より所用のため、欠席する旨の連絡がございました。これから議事に入らせていただきます。会議規則によりまして、会長が議事の進行をするということになっておりますので、加藤会長よろしくお願いします。

会長

それでは、ただいまから総会を始めたいと思います。さて、議事に入る前に本日の 議事録署名人の選出についてですが、いかがいたしましょうか。

(議長一任の声)

議長一任との意見がありましたのでこちらで指名させていただきます。本日の議事録署名人は19番古山委員と20番熊切委員にお願いしたいと思います。議案の説明及び書記は事務局にお願いします。早速議事に入りますが、まず農地法3条の許可申請から入ります。それでは事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

始めに1号議案でございます。申請地は弓渡字東地先、畑1411㎡を売買しようとする申請でございます。申請人は、買受人は弓渡の★★さん、売渡人は同じく弓渡の★★さんでございます。

申請理由としましては、買受人につきましては経営規模拡大のため取得したいとのことでございます。売渡人につきましては経営規模縮小のため売り渡したいとのことでございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、 労働力、技術については問題ないものと思われます。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は300日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われます。

なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

続きまして2号議案でございます。申請地は栗生野字堂山ノ下地先、田んぼ4470㎡を売買しようとする申請でございます。申請人は、買受人は白子町の★★さん、売渡人は同じく白子町の★★さんでございます。

申請理由としましては、買受人につきましては規模拡大のため取得したいとのことでございます。売渡人につきましては人手不足により経営規模縮小したいとのことでございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、 労働力、技術については問題ないものと思われます。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は250日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常 時従事していることと認められます。なお、農業経営実態証明書が白子町農業委員会 より交付されております。下限面積要件につきましては、50アールを超えておりま す。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと 思われます。

なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

続きまして3号議案でございます。申請地は南吉田字南下村地先、田んぼ1430㎡、畑2589㎡を売買しようとする申請でございます。申請人は、買受人は南吉田の \star **

申請理由としましては、買受人につきましては経営規模拡大のため取得したいとのことでございます。売渡人につきましては農業を辞めるため売り渡したいとのことでございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、 労働力、技術については問題ないものと思われます。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は360日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常 時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超 えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をして いるものと思われます。

なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

続きまして4号議案でございます。申請地は下太田字柿谷地先、田んぼ3004㎡ を売買しようとする申請でございます。申請人は、買受人は柴名の★★さん、売渡人 は下太田の★★さんでございます。

申請理由としましては、買受人につきましては経営規模拡大のため取得したいとのことでございます。売渡人につきましては経営規模縮小のため売り渡したいとのことでございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、 労働力、技術については問題ないものと思われます。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は世帯合計で180日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われます。

なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

続きまして5号議案でございます。申請地は下太田字柿谷地先、田んぼ2285㎡に使用貸借権の設定をしようとする申請でございます。申請人は、貸人は柴名の★★さん、借人は柴名の息子の★★さんでございます。

申請理由としましては、貸人につきましては農業者年金の受給継続のため後継者に使用貸借したいとのことでございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、 労働力、技術については問題ないものと思われます。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は世帯合計で180日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農 作業をしているものと思われます。

なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

続きまして6号議案でございます。申請地は石神字堂郷谷地先、田んぼ1220㎡ を売買しようとする申請でございます。申請人は、買受人は石神の★★さん、売渡人 は高師の★★さんでございます。

申請理由としましては、買受人につきましては経営規模拡大のため取得したいとのことでございます。売渡人につきましては経営規模縮小のため売り渡したいとのことでございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、 労働力、技術については問題ないものと思われます。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は世帯合計で150日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われます。

なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

続きまして7号議案でございます。申請地は六ツ野字下沼地先、田んぼ6388㎡、畑368㎡の合計6756㎡を贈与しようとする申請でございます。申請人は、譲受人は六ツ野の★★さん、譲渡人は母の★★さんでございます。

申請理由としましては、譲受人につきましては母から贈与を受け農業経営を行うためとのことでございます。譲渡人につきましては高齢のため、子に農業経営を行わせるため贈与したいとのことでございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、 労働力、技術については問題ないものと思われます。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は180日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常 時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超 えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をして いるものと思われます。

なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

続きまして8号議案でございます。申請地は谷本字水深地先、田んぼ787㎡を贈与しようとする申請でございます。申請人は、譲受人は谷本の★★さん、譲渡人は東郷の★★さんでございます。

申請理由としましては、譲受人につきましては経営規模拡大のため贈与したいとのことでございます。譲渡人につきましては経営規模縮小のため譲り渡したいとのことでございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、 労働力、技術については問題ないものと思われます。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は200日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われます。

なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

続きまして9号議案でございます。申請地は谷本字蛇宇多り地先、田んぼ99㎡を 売買しようとする申請でございます。申請人は、買受人は谷本の★★さん、売渡人は 東郷の★★さんでございます。

申請理由としましては、買受人につきましては自作地に近接して耕作しやすいため取得したいとのことでございます。売渡人につきましては耕作していないため売り渡

したいとのことでございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、 労働力、技術については問題ないものと思われます。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は160日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われます。

なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

会長

説明が終わりました。それでは農地法3条の許可申請につきまして、小委員会の審議結果の報告をお願いします。

第1 小委員長 小委員会での審議の結果、1号議案許可、2号議案許可、3号議案許可、4号議案 許可、5号議案許可、6号議案許可、7号議案許可、8号議案許可、9号議案許可と なりましたので報告いたします。

会長

それでは順次、審議いたします。まずは1号議案です。こちらについては現地調査 してございます。★★委員、ご意見ございますか。

★★委員

特に支障ないものと思いますので、許可でよろしいかと思います。

会長

続きまして★★委員、ご意見ございますか。

★★委員

もともと借り受けて耕作していた農地を売買するとのことなので、許可でお願いします。

会長

1号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは1号議案については許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) 1号議案については、許可ということに決定いたしました。

続きまして2号議案です。こちらも現地調査してございます。★★委員、ご意見ございますか。

★★委員

条件のいい農地であり、是非耕作をしていただきたいと思いますので、許可でよろ しいかと思います。

会長

★★委員、いかがですか。

★★委員

以前は少し荒れてきていた状態でしたが、現地はきれいになっておりますので、許可でお願いしたいと思います。

会長

2号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは2号議案については許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) 2号議案については、許可ということに決定いたしました。

続きまして3号議案です。こちらも現地調査してございます。★★委員、ご意見ございますか。

★★委員

申請地はきれいに管理されており、支障ないと思いますので許可でお願いします。

会長

それでは★★委員、ご意見ございますか。

★★委員

★★委員の言われたとおり、申請地もきちんと管理されており、買受人は大規模に 農業経営をされている方ですので許可でお願いします。

会長

3号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは3号議案については許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) 3号議案については、許可ということに決定いたしました。

続きまして4号議案です。こちらも現地調査してございます。★★委員、ご意見ございますか。

★★委員

特に支障なく、経営規模拡大とのことですので許可でお願いします。

会長

それでは★★委員、ご意見ございますか。

★★委員

問題ないと思いますので、許可でお願いします。

会長

4号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは4号議案については許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) 4号議案については、許可ということに決定いたしました。

続きまして5号議案です。★★委員、ご意見ございますか。

★★委員

本件については、農業者年金受給のための手続きになりますので許可でお願いします。

会長

5号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは5号議案については許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) 5号議案については、許可ということに決定いたしました。

続きまして6号議案です。こちらも現地調査してございます。★★委員、ご意見ございますか。

★★委員

現地を確認いたしましたが、きちんと管理されておりましたので許可でお願いします。

会長

続きまして★★委員、ご意見ございますか。

★★委員

一番奥の山のような場所ですが、草刈の管理がきちんとなされていますので許可で お願いします。

会長

6号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは6号議案については許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) 6号議案については、許可ということに決定いたしました。

続きまして7号議案です。★★委員、ご意見ございますか。

★★委員

親子間の贈与で支障ないと思いますので許可でお願いします。

会長

7号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声)それでは7号議案については許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声)7号議案については、許可ということに決定いたしました。

続きまして8号議案です。こちらも現地調査してございます。★★委員、ご意見ございますか。

★★委員

特に支障ないと思いますので許可でお願いします。

会長

それでは★★委員、ご意見ございますか。

★★委員

経営規模の拡大との事で、問題ないと思いますので、許可でお願いします。

会長

8号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声)それでは8号議案については許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声)8号議案については、許可ということに決定いたしました。

続きまして9号議案です。こちらも現地調査してございます。★★委員、ご意見ございますか。

★★委員

問題ないと思いますので、許可でお願いします。

会長

それでは★★委員、ご意見ございますか。

★★委員

申請地はきれいに管理されていましたので、許可でお願いします。

会長

9号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは9号議案については許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) 9号議案については、許可ということに決定いたしました。

続きまして農地法4条の許可申請に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは10号議案でございます。申請地は山崎字戸田前地先他1筆、田んぼ119の内68㎡、畑1672の内392㎡の合計460㎡でございます。山崎の★★さんが専用住宅用地とする申請でございます。申請理由としましては、現在借り家住まいで手狭になったため住宅を建築したいとのことでございます。建物としましては、木造・2階建て・専用住宅・建築面積63.76㎡が1棟、トレーラー置き場42.5㎡、駐車スペース7台分が87.5㎡でございます。排水は東側側溝に接続する計画で山崎自治会より排水同意書が提出されております。隣接は1名から同意を得ております。他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

会長

説明が終わりました。それでは農地法4条の許可申請につきまして、小委員会の審議結果の報告をお願いします。

第1 小委員長 小委員会での審議の結果、10号議案許可となりましたので報告いたします。

会長

それでは審議いたします。10号議案です。こちらについては現地調査してございます。★★委員、ご意見ございますか。

★★委員

支障ないと思いますので許可相当でお願いします。

会長

続きまして★★委員、ご意見ございますか。

★★委員

宅地にしても問題ない場所だと思いますので、許可相当でお願いします。

会長

10号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声)それでは10号議案については許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声)10号議案については、許可相当ということに決定いたしました。

続きまして農地法5条の許可申請に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局

初めに11号議案でございます。申請地は下太田字柴名坂地先、畑975㎡の内300㎡でございます。下太田の★★さんが父親の★★さんから土地を使用貸借して太陽光発電システム用地とする申請でございます。申請理由としましては、当申請地は今後作物を作る予定もなく日当たりが良い、自宅に近く監視が容易等条件に恵まれていた為とのことでございます。計画としましては、太陽光パネル204枚でございます。1枚のパネルの大きさは約150センチ×85センチで、パネルの集合体を1カ所設置する計画でございます。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

排水は雨水のみで敷地内浸透となっております。なお、柴名自治会長に対して当事業説明を2月4日に行って了解を得ております。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして12号議案でございます。申請地は上茂原字榎町地先他2筆、田んぼ2892㎡でございます。長谷の★★さんが立木の★★さんから土地を買い受けて駐車場用地とする申請でございます。申請理由としましては、現在申請人は土地・建物を隣接地の★★に貸しており、駐車場拡大のためとのことでございます。計画としましては北側に擁壁を設置して埋め立てを行い、砕石を敷いて来客者用駐車場50台分とするものでございます。排水は雨水のみで北側側溝に接続する計画となっており、上茂原土地改良組合より排水同意書が提出されております。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は第3種農地 と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請 目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいた しております。

続きまして13号議案でございます。申請地は、箕輪字堀内地先、田んぼ984㎡でございます。早野の★★さんが千葉市の★★さんから土地を買い受けて資材置場用地とする申請でございます。申請理由としましては、申請人は現在綱島に資材置き場を所有しておりますが、現在必要とする山砂の堆積量が綱島での当初の計画量より増えてしまったため、申請地に資材置場を設け併用し、山砂を管理・把握しやすい量へ分散させるためとのことでございます。計画としましては、埋め立てを行い、防砂シートを設置いたします。排水は雨水のみとなっており敷地内浸透及び東側側溝に放流の計画となっております。隣接は2名から同意を得ております。

また、2月9日付けで箕輪自治会長に対して本申請に関する埋め立てと転用に関する説明を行い、埋め立ての土砂に残土を使用しないこと、隣接地への土砂の流出をさせないことを条件に同意を得ているとのことです。他法令の申請については法定外公共物土木工事施行申請を市土木管理課へ行っております。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付

すべき必要書類で確認をいたしております。

小委員会の時点では今回併用する予定となっている去年の7月許可の綱島の資材置場に高く砂が積まれた状態であったため、そちらの現場の管理体制をしっかりした上で申請してもらうため保留との結論でしたが、その後、★★から防砂シートを設置したとの連絡がありまして本日の午前中現場の確認にいったところ、五郷小の道路側に防砂シートが設置され、山砂の高さは3mほどの高さになっておりました。

続きまして14号議案でございます。申請地は、三ヶ谷字日之宮地先、畑393㎡でございます。下永吉の★★さんが市原市の★★さんから土地を買い受けて専用住宅用地とする申請でございます。申請理由としましては、申請人は現在両親の家に同居中であり子どもも生まれ、手狭になったため、両親の家からも遠くない当申請地に家を建てたいためとのことでございます。建物としましては、木造・2階建て・専用住宅・建築面積95.64㎡が1棟でございます。排水については、雨水は敷地内浸透、生活排水については蒸発散装置により処理する計画となっております。隣接は3名より同意を得ております。他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして15号議案でございます。申請地は真名字柳谷地先他1筆、田んぼ9.91㎡、畑423㎡と一体利用する雑種地が201㎡の合計633.91㎡でございます。青森県の★★さんが千葉市の★★さんから土地を買い受けて倉庫・通路及び駐車場(9台)用地とする申請でございます。

尚、こちらの案件につきましては議案書では倉庫及び通路用地となっておりますが、目的が倉庫・通路および駐車場(9台)用地に変更となりました。経緯を説明しますと、当初目的の倉庫及び通路用地では使用用途のない残地部分が多すぎるとの県からの指摘があり、その後申請者から残地部分については将来近接地に設ける予定である支店の従業員及び来客者用の駐車場として利用したいとの申し出があったため、現在の用途に変更となりました。

申請理由としましてはこの土地は既に売買契約済みの土地で仮登記がなされおり、申請者は近接に所有している宅地に支店を設ける予定であったため、一体利用するのに適していたためとのことでございます。計画としましては駐車スペースについては草刈りを行い、倉庫については建設済み、通路部分については砕石が敷かれて既に利用されている状態のため、新たに行う工事はありません。尚、こちらの既に倉庫及び通路として利用されている部分については始末書が提出されております。排水は雨水のみの敷地内浸透となっております。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

説明が終わりました。小委員会の審議結果の報告をお願いします。

第 2 小委員長

会長

小委員会での審議の結果、11号議案許可相当、12号議案許可相当、14号議案 許可相当、15号議案許可相当となりました、13号議案については保留となりまし たので報告いたします。

それでは順次、審議いたします。まずは11号議案です。こちらも現地調査してご

会長

ざいます。★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 2種農地でありますので、許可相当でよろしいと思います。

会長 それでは★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 周辺の農地にも影響がないようですので、許可相当でよろしいと思います。

会長 11号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは11 号議案については許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声)11号 議案については、許可相当ということに決定いたしました。

> 続きまして12号議案です。こちらは現地調査してございます。★★委員、ご意見 ございますか。

★★委員 環境のいい場所ですが、駐車場がなくのでお困りのようですので、許可相当でよろ しいかと思います。

会長 それでは★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 申請地は現在休耕地で、そのままだと荒れることも考えられ、駐車場でしたら管理 も行き届くと思いますので、許可相当でお願いします。

> 12号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声)それでは12 号議案については許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) 12号 議案については、許可相当ということに決定いたしました。

続きまして13号議案です。こちらは現地調査してございます。★★委員、ご意見 ございますか。

小委員会の場で、他の転用案件で資材置場の砂が風で飛んでしまっていることが問 ★★委員 題となっていました。ネットを張って対策をしたとの事ですが、住宅街の中ですので 配慮をしてほしいと思います。

> 他の転用案件の処理が本件の審議に関わってきてしまう。★★委員、ご意見ござい ますか。

他の転用案件がうまくいっていないということは、本件についても砂が流れてしま うなどの可能性が出てくる。砂の問題がどういう経過をたどっていくかを見極めた方 が良いのではないでしょうか。

問題になっている案件については、昨年7月に許可になっており、当初の計画では 駐車場と資材置場の計画だったものが、急激に山砂がうず高く積まれるようになって しまったと、近所からは砂が飛ぶや学校が近いので危険だとの苦情があったのですね。 そのため、申請者は今回の転用案件の資材置場に砂を移動する計画なのですね。

農業委員会としてこの件について、どのような指導をしていくべきなのか。皆さん のご意見を伺いたいと思います。

★★委員、どうぞ。

現地調査の際に、問題となっている案件の当初計画書を見たのですが、そのとおり になっていないですよね。

会長

会長

★★委員

会長

★★委員

会長

当初はこのような計画だったのが、砂が一面にうず高く積まれてしまったのですね。 ★★委員、ご意見ございますか。

★★委員

はっきりさせておきたいのは、申請者が事業拡大のために今回の案件を申請したのか、それとも問題となっている現場の砂を振り分けるために今回の申請をしたのか、どちらですか。

事務局

当初計画していた以上の砂を搬入することになってしまい、その砂を振り分けるために今回の資材置場が必要だということで、申請がされております。

会長

★★委員が先程発言されていたことは、前回の申請地に山砂がうず高くつまれてしまっていますが、今回の案件も同じようになってしまい、周辺の農地等に影響がでないのか、そのためにも前回の申請地をきちんとした状態にしてからでないと今回の申請も許可できないのではないですかということですね。

★★委員

前回の現場がうまく出来ていない状態で、今回の申請地も同じようにならないかと 言う心配なんですよ。

★★委員

指導をして以前よりは砂の高さは下がったのですか。

会長

少しだけ下がったようです。

★★委員

全体にネットを被せていますので、見た目に少し下がったように見えますよね。

会長

★★委員、いかがですか。

★★委員

実際に現地調査に行ったのですが、小学校に近い現場に5m程積まれた山砂には驚かされました。今回の申請地は低い土地で両脇が農地であり、同じような状態になってしまってもいけないのかなと思います。まずは前回の申請地をきちんと対応していただいたうえでないと許可はできないのかなと思います。

会長

今まで出た意見をまとめますと、13号議案については前回の申請地を今後どのようにしていくのかという点を注視するという見方から、今回は1ヶ月間保留するということでよろしいでしょうか。(異議なしの声)13号議案については、1ヶ月間保留ということに決定いたしました。

続きまして14号議案です。こちらは現地調査してございます。★★委員、ご意見 ございますか。

★★委員

住宅街の中の畑ということで、許可相当でお願いします。

会長

それでは★★委員、ご意見ございますか。

★★委員

周辺も住宅地ですので、許可相当でお願いします。

会長

14号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声)それでは14号議案については許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声)14号議案については、許可相当ということに決定いたしました。

続きまして15号議案でございます。こちらについても現地調査してございます。 ★★委員、ご意見ございますか。 ★★委員

小さな倉庫が建っておりましたが、この現場については仕方ないのかなと思います ので、許可相当でよろしいかと思います。

会長

それでは★★委員、いかがですか。

★★委員

現場には砂利も敷いてありますし、始末書も提出されていますので、許可相当でよろしいかと思います。

会長

15号議案については、県からも指摘があったとの説明が事務局からありましたが、当初計画が申請地の半分しか利用しないと言う内容だったのですね。残りの半分はどうするのですかと言うことですね。本来、倉庫用地と通路は用途が違いますから、きちんと分筆して分けて行うのが通常のやり方です。更に計画地内に利用目的のない空白地があるということが、申請内容としては不備があるという状態で、千葉県と茂原市で協議を行い、申請者に指導をしたうえで、空白地については駐車場用地として利用する計画に変更されたという経緯があります。小委員会の場ではこの点について議論があったのですが、小委員会に参加されていない皆さんにもこの点について知っておいていただきたいと思います。

他にご意見ございますか。★★委員、どうぞ。

★★委員

事務所は計画地周辺にあるのですか。

事務局

申請地近くに住宅があり、そこを事務所として使う予定になっていると聞いています。

会長

その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは15号議案については許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) 15号議案については、許可相当ということに決定いたしました。

続きまして農地法5条の規定による許可後の計画変更に移ります。事務局の説明を お願いします。

事務局

農地法5条の規定による許可後の計画変更であります16号議案ですが、平成28年2月22日付けで取り下げとなりましたのでご報告いたします。

会長

続きまして、平成27年10月の総会から保留となっておりました農地法3条の規定による許可申請であります17号議案及び農地法5条の規定による許可後の計画変更申請であります18号議案に移ります。

先月の総会時点では、農業委員皆様の指導によって申請地も営農について動きを見せ始めたことから、今年2月のしいたけの原木の配置や菌打ちの状況などを見てみようということになりました。

現地を確認されている委員さんからご意見等を伺えればと思います。まずは★★委員、現地を確認されてご意見ございますか。

★★委員

皆さん、写真でもご覧になったかと思いますが、現地ではしいたけの原木を既に並べており、ビニールシートを被せてある状態でした。作業の進捗状況を見ますと、そろそろ許可としてもいいと思いました。

会長

続きまして★★委員、ご意見ございますか。

★★委員

ちょうど4ヶ月間保留しまして、地元委員をはじめとして多くの委員さんが現地を 確認されてきたと思います。現地は毎月のように進捗が確認できるようになって来ま した。今月になってしいたけ栽培の作業が進んでいることも確認できました。申請者の営農についての努力が現れてきていると思います。営農計画書で小松菜や他の作物を栽培する段階で、JAに営農指導を受けることになっていましたが、先日JAに確認いたしましたところ、確かに営農指導を受けており、しいたけについては1年後に収穫をする予定となっていることを確認いたしました。最終的な許可の判断は、皆さんの意見を伺いながら決定できればと思います。

事務局に伺いたいのですが、本件については一時転用となっていますが、更新はいっになるのですか。

事務局

当初の許可から3年後となっていますので、当初の許可が平成26年9月でしたので、平成29年9月に更新となります。

★★委員

そうだとすれば、今後も引き続き現地を確認し、指導を行っていくための期間は充分にあると思いますので、そろそろ許可としていいかと私は思います。

会長

続きまして★★委員、ご意見ございますか。

★★委員

他の委員さんからも話がありましたとおり、申請地は営農計画が進行しており、しいたけ栽培については原木をおよそ2,000本搬入し、1年後には更に2,000本搬入する予定になっているようです。原木はコナラで岩手県産のものを使うそうです。JAも支援していくとのことですので、今後を見守りながら許可でよろしいかと思います。

会長

★★委員、ご意見ございますか。

★★委員

営農計画が提出されていて、それに不備がないとすれば、今後継続していけるかどうかだと思うのですね。ただ、今は時期が悪く、ダイナミックに変わっていくことは無いと思います。意欲の現われとして、排水路の整備については、現場を確認いたしましたが、ほぼ終わっている状態でした。ただ、雨が降ると厳しい環境は変わりませんし、今後も変わらないと思います。また、人員を確保してやっていくとの事でしたが、農業者としては素人ですから、今後長い目で見守っていき、多少は割り引いて考えていかないといけないかなと思います。申請者も前向きに取り組み、農業委員会の指摘にも真摯に対応していることから、次の更新の機会が来年9月に来るのであれば、その期間、事務局をはじめとして農業委員会をあげて今後も指導を続けていくということを前提に、今の段階で結論を出したらどうかと私は思います。

会長

それでは★★委員、どうぞ。

★★委員

4ヶ月間保留してきたなかで、地元委員さんや農業委員会としての指導が現れてきていると思います。本日、結論を出すにしても、毎月現地調査のなかにこれまで含めてまいりましたので、今後もこの案件に限っては引き続き毎月の現地調査を継続していくという事を提案したいと思います。

会長

他にございますか。なければ、ここまで4ヶ月間の間、この案件について議論を重ねてきたわけでありますが、この件については許可相当としたいと思っております。本件については、一時転用であり、およそ1年半後には改めて更新について審議をしなければならないことになりますので、更新までの間、現地を確認し、指導を行っていかなくてはならないことになります。★★委員から話があったとおり、毎月の現地調査の際には、この現場については、必ず現地確認を行い、指導を行っていくことが必要かと思います。

それでは17号議案及び18号議案については許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) 17号議案及び18号議案については、許可相当ということに決定いたしました。

続きまして保留案件であります19号議案でございます。こちらについて、事務局から説明はありますか。

事務局

事業者から報告があったことについて説明させていただきます。本件の問題となっていました抜根ですが、実施はしていないものの、赤目川土地改良区からの話ですと、この地域は抜根をして新しい土を入れると、低い土地であるため、ぬかるんで耕作しづらくなってしまうという指摘を受けたとの事で、抜根をしないで耕作をしていきたいという連絡がありました。現地は先月と変わらず、根だけが残っている状態であります。

会長

この現場については、昔から湿地滞の場所であり、根を抜いてしまうとぬかるんで 農作業がやりづらくなってしまうのですね。そういたしますと抜根以外のことは全て やってありますので、根はそのままにして耕作をするしかやりようがないのかなと思 います。

★★委員、ご意見ございますか。

★★委員

現地は何回か見に行ってますが、この現場は田として利用するには相当の努力が必要かなと思います。赤目川土地改良区の判断もごもっともかなと思いますので、会長から話がありましたとおり、やむを得ないのかなと思います。

会長

他にご意見ございますか。(意見なし。)なければ、現場の状況を踏まえて19号議案については許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声)19号議案については、許可ということに決定いたしました。

続きまして、先日追加となりました農業委員会委員の辞任の同意についての20号 議案に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは農業委員会委員の辞任の同意についての20号議案についてご説明いたします。議会推薦による選任委員である矢部委員より、平成28年2月17日に辞任願の提出がありましたが、農業委員会等に関する法律第16条の規定により、辞任には農業委員会の同意が必要であることから、これを求めるものでございます。以上でございます。

会長

説明が終わりました。矢部委員より一身上の都合により辞任をしたいという辞任願いが提出されたとの事ですが、これについてご意見ございますか。

★★委員

辞任が認められた後の補充はどうなるのですか。

会長

辞任願が同意されますと、辞任が認められたとの通知を農業委員会から市長部局に行い、市長部局から市議会に対し議会推薦の選任委員である農業委員に欠員が生じましたのでお諮りくださいという通知がされます。それを受けて市議会でどのような判断をするかということになりますが、明日から議会が始まるようですが、先日、市議会議長に対して、会長と会長職務代理者で出来れば議会推薦の選任委員の補充をしていただきたいと申し入れをしてまいりました。明日からの3月議会で新たな選任委員が決まりますとそこで農業委員として正式に選任されることになります。3月議会の最終日が3月18日になりますので、おそらく次回の農業委員会総会には新しい議会推薦の農業委員さんが出席されることになるかと思います。

事務局

補足させていただきますと、今年の4月1日から改正農業委員会法が施行されますので、選挙委員につきましては欠員が出た場合でも補充はできないことになり、選任委員につきましては平成28年3月31日までの期間に限り、補充が出来ることになっております。

会長

それでは20号議案については同意ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) 20号議案については、同意ということに決定いたしました。

以上で協議事項は全て終了いたしました。 これをもちまして本日の総会の議案はすべて終了いたしました。 長時間にわたる慎重審議、ありがとうございました。

以上のとおり、茂原市農業委員会第2回総会の議事の顛末を記録し、その相違ないことを 証するため、次のとおり署名捺印する。

平成28年2月29日

茂原市農業委員会	会 長	印
議事録署名人	農業委員	印
<u> </u>	7227152525	· 1
議事録署名人	農業委員	印
成于邓白石八	辰禾女 貝	1-11